

### 両立支援等助成金(柔軟な働き方選択制度等支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))支給申請書

中小企業事業主のみ対象

申請事業主: 株式会社 両立商事

※両立支援等助成金(柔軟な働き方選択制度等支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))の支給を受ける場合は、加算対象の助成金の申請書と同時に、本申請書を提出してください。

記載例

#### I. 情報の公表方法

① 両立支援のひろば 一般事業主行動計画公表サイトへの公表状況																				
公表URL (末尾の数字2~6桁)	https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_dtl.php?cn=				000000		※確認方法は厚生労働省HPの両立支援等助成金ページで案内しています。													
公表日 (掲載を行った日)	2024	年	5	月	1	日	支給申請日が属する 事業年度の期間	2024	年	4	月	1	日	~	2025	年	3	月	31	日
過去3事業年度以内に事業年度の期間の変更があった場合	変更のあった日		年	月	日	変更前の事業年度の期間		月	日	~	月	日								
情報公表対象の事業年度 (いずれかを「■」としてください)	支給申請日が属する事業年度の前事業年度		■		支給申請日が属する事業年度の2事業年度前 (直前の事業年度の終了日から支給申請まで3か月以内で、 直前の事業年度に係る情報の公表が困難な場合のみ)		□													

#### III. 公表内容

② 男性労働者の育児休業等取得率の公表												
公表した数値	37	%	■ 公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業をした男性労働者数の割合				□ 公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業をした男性労働者数及び育児目的休暇を利用した男性労働者数の合計数の割合					
左欄に記載した数字について、上の数値で該当するものいずれかを「■」としてください。												
計算方法	公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数		8		人	公表前事業年度において育児休業をした男性労働者数 ／ 育児休業をした男性労働者数と 育児目的休暇を利用した男性労働者数の合計数				3		人
③ 女性労働者の育児休業取得率の公表												
公表した数値	88	%	■ 公表前事業年度において出産した女性労働者に対する、公表前事業年度において育児休業をした女性労働者数の割合									
計算方法	公表前事業年度において出産した女性労働者数		9		人	公表前事業年度において育児休業をした女性労働者数				8		人
④ 労働者の育児休業平均取得日数(男女別)												
男性	公表した数値	32	日	■ 公表前々々事業年度に出生した1歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値				□ 公表前々々事業年度に出生した2歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値				
	上欄に記載した数字について、右の数値で該当するものいずれかを「■」としてください。											
	計算方法	対象労働者全員の合計育児休業取得日数				130		日	対象労働者の人数		4	
女性	公表した数値	228	日	■ 公表前々々事業年度に出生した1歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値				□ 公表前々々事業年度に出生した2歳までの子に係る合計育児休業取得日数について、当該育児休業取得労働者数で除した数値				
	上欄に記載した数字について、右の数値で該当するものいずれかを「■」としてください。											
	計算方法	対象労働者全員の合計育児休業取得日数				1825		日	対象労働者の人数		8	

⑤ 上記で公表した情報については、助成金の支給決定を受けた後も、公表日の属する事業年度が終了するまでは、当該サイト上の公表を継続することに同意する。 ※「いいえ」の場合、本助成金の支給を受けることができません。	■ はい □ いいえ
⑥ 過去に両立支援等助成金(柔軟な働き方選択制度等支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))の支給を受けたことがある。 ※「はい」の場合、本加算の支給を受けることができません。 ※過去に両立支援等助成金(出生時両立支援コース(第1種/育児休業等に関する情報公表加算))、両立支援等助成金(育児休業等支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))及び両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース(育児休業等に関する情報公表加算))の支給のみを受けた場合には、これには該当しません。	■ いいえ □ はい